

－介護サービスを利用する際の利用者負担割合について－

介護サービスを利用する際の利用者負担割合は、平成30年度の国の制度改正を受け、町の大半の方々は一割負担のままですが、一部の一定以上の所得がある方には二割または三割を負担していただくことになりました。

二割負担になる方

本人の合計所得額が160万円以上で、
さらに、課税年金等収入額が、同じ世帯に65歳以上の方が1人の場合は280万円以上、2人以上いる場合は346万円以上の方です。

三割負担になる方

本人の合計所得額が220万円以上で、
さらに、課税年金等収入額が、同じ世帯に65歳以上の方が1人の場合は340万円以上、2人以上いる場合は463万円以上の方です。

月々の負担額の上限

月々の負担額には上限があり、これを超えると高額サービス費が支給されます。
月々の負担額の上限は、【－高額介護サービス費について－】をご覧ください。

「介護保険負担割合証」の交付等

- ・要介護認定を受けている方に交付します。
- ・期間は1年間となっており、毎年7月末に更新したものを交付します。
- ・利用者負担割合の欄により負担割合をご確認ください。
- ・介護保険被保険者証と一緒に保管し、サービスを利用する際に提示してください。

－高額介護サービス費について－

その世帯の所得等に応じ、月々の負担額の上限が設定されており、1ヶ月に支払った負担額がその上限を超えた分は、後で払い戻されます。

月々の負担額の上限

区 分		負担額の上限月額
生活保護受給者		15,000円
・ 老齢福祉年金受給者 ・ 課税年金等収入額が80万9千円以下の方		15,000円
住民税非課税世帯		24,600円
住民税課税世帯		44,400円
が 現 い 役 る 並 世 み 帯 所 得 者	課税所得約145万円（年収約383万円）以上～ 課税所得約380万円（年収約770万円）未満	44,400円
	課税所得約380万円（年収約770万円）以上～ 課税所得約690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円
	課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円